



愛媛県報

発行 愛媛県

令和8年10月9日金曜日 第753号

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 行政書士法による行政処分についての公開の聴聞……………（私学文書課）… 608
- 大規模小売店舗の変更の届出の概要等（2件）……………（経営支援課）… 608
- 大規模小売店舗の届出に係る市町等の意見の概要……………（ ）… 609
- 土地改良区の合併……………（農地整備課）… 609
- 土地改良区の合併による解散……………（ ）… 610
- 愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更……………（会計課）… 610
- 土地改良区役員の就退任の届出……………（東予地方局農村整備課）… 610
- 開発行為に関する工事の完了……………（中予地方局建築指導課）… 610
- 道路の供用開始（一般国道378号）……………（南予地方局八幡浜土木事務所）… 611
- 落札者等の告示……………（教育総務課施設厚生室）… 611

公安委員会規則

- 愛媛県確認事務の委託の手続等に関する規則の一部を改正する規則……………（警察本部交通指導課）… 611

選挙管理委員会告示

- 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程の一部改正……………（選挙管理委員会）… 613

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1038号

行政書士法（昭和26年法律第4号）の規定による行政処分について、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定に基づき、次のとおり行政書士に対する公開による聴聞を行う。

令和8年10月9日

愛媛県知事 中村時広

- 期日
令和8年10月19日（月）午後1時30分
- 場所
松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県庁第二別館10階会議室1006

○愛媛県告示第1039号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに四国中央市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

令和8年10月9日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の年月日	届出の年月日
イオンタウン川之江	四国中央市妻島町字樋之上1795番地 外	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社大創産業ほか4者	株式会社大創産業ほか8者	令和8年10月15日ほか	令和8年9月28日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに四国中央市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イ 当該大規模小売店舗の名称
ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1040号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松前町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和8年10月9日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
エミフルMASAKI-A	伊予郡松前町筒井茶屋分832-1 外	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後10時まで	荷さばき施設A 1 24時間 荷さばき施設A 2 からA 6 午前6時から午後10時まで	令和8年9月26日	令和8年9月25日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松前町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イ 当該大規模小売店舗の名称
ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1041号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により市町から聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

これらの意見は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

令和8年10月9日

愛媛県知事 中村時広

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	法第8条第1項の規定により市町から聴取した意見の概要	法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要
(仮称)ダイレックス今治延喜店	今治市延喜甲205番1 外	生活環境保持の見地からの意見はなし。	店舗建設に伴う敷地整備により、東側に隣接する市道八代勝5号線の従来の通行環境が変化し、一部区間では幅員約4mとなることで車両の離合が困難となることが懸念される。 当該区間の前後は幅員約7mが確保されていることから、地域住民の安全かつ円滑な通行を確保するため、当該区間についても一貫した道路幅員約7mが確保できるよう、道路拡幅を含めた計画内容について十分配慮するとともに、必要な対策を講じられたい。

○愛媛県告示第1042号

西条市東予土地改良区から認可申請のあった西条市東予土地改良区及び西条市楠河土地改良区の合併は、土地改良法（昭和24年法律

第195号）第72条第2項の規定により、令和8年10月1日認可したので、同日合併後存続する西条市東予土地改良区の定款を変更した。

令和8年10月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

第72条第2項の規定により、西条市東予土地改良区と合併したので
令和8年10月1日解散した。

令和8年10月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第1043号

西条市楠河土地改良区は、土地改良法（昭和24年法律第195号）

○愛媛県告示第1044号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第42号）
第5条第6項の規定により告示する。

令和8年10月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定 番号	売 り さ ば き 人		変 更 事 項		変更許可 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称	新	旧	
今第 18号	今治市南大門町2丁目5番地1 今治保健所内	今治地区食品衛生協会	売りさばき人住所 今治市南大門町2丁目5番地1 今 治保健所内 売りさばき所 今治市南大門町2丁目5番地1 今 治保健所内	売りさばき人住所 今治市旭町1丁目4番地9 今治保 健所内 売りさばき所 今治市旭町1丁目4番地9 今治保 健所内	令和8年 8月31日

○愛媛県告示第1045号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定によ
り、西条市橘土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任し
た旨の届出があった。

令和8年10月9日

愛媛県東予地方局長 加 藤 道 和

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	村 上 和 孝	西条市野々市59番地
〃	伊 藤 信 行	西条市野々市37番地2
〃	横 井 仁	西条市西泉乙435番地1
〃	難波江 孝 雄	西条市西田甲509番地2
〃	戸 田 伸	西条市西泉乙367番地1
〃	日 野 浩 行	西条市檜木5番地
〃	横 井 隆 志	西条市檜木160番地
〃	伊 藤 徹 夫	西条市坂元甲397番地5
〃	村 松 忍	西条市坂元甲323番地
〃	丹 泰 司	西条市坂元甲33番地3
〃	工 藤 清 志	西条市洲之内甲807番地2
〃	西 坂 勝 喜	西条市中野甲810番地
〃	福 田 陽 一	西条市禎瑞633番地
〃	藤 原 佳 枝	西条市西泉乙390番地
〃	川 村 美 子	西条市西田甲527番地2

監 事	真 木 和 親	西条市西泉乙151番地2
〃	伊 東 章	西条市禎瑞618番地
〃	伊 藤 富士夫	西条市氷見丙66番地2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	横 井 隆 志	西条市檜木160番地
〃	村 上 和 孝	西条市野々市59番地
〃	横 井 仁	西条市西泉乙435番地1
〃	難波江 孝 雄	西条市西田甲509番地2
〃	戸 田 伸	西条市西泉乙367番地1
〃	秦 靖 男	西条市檜木48番地4
〃	伊 藤 信 行	西条市野々市37番地2
〃	工 藤 干 城	西条市坂元甲410番地
〃	村 松 忍	西条市坂元甲323番地
〃	楠 学	西条市坂元甲39番地
〃	工 藤 清 志	西条市洲之内甲807番地2
〃	西 坂 勝 喜	西条市中野甲810番地
〃	石 川 公 三	西条市禎瑞656番地
監 事	真 木 和 親	西条市西泉乙151番地2
〃	伊 東 章	西条市禎瑞618番地
〃	伊 藤 富士夫	西条市氷見丙66番地2

○愛媛県告示第1046号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和8年10月9日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
8中局建（開）第6号 令和8年9月30日	東温市見奈良字廣見429番1、429番2、431番4	松山市千舟町八丁目128番地1 えひめ中央農業協同組合

○愛媛県告示第1047号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年10月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	378号	八幡浜市川上町上泊甲157番地5から 同町上泊甲111番地8まで	令和8年10月9日

○愛媛県告示第1048号

次のとおり落札者を決定した。

令和8年10月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
パソコンネットワーク学習システムの借入れ	愛媛県教育委員会事務局管理 部教育総務課施設厚生室 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和8年9月16日	四国通建株式会社 今治市南大門町一丁目1番地の15	2,750,000円 (月額)	一般競争入札	令和8年8月7日

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第7号

愛媛県確認事務の委託の手続等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年10月9日

愛媛県公安委員会委員長 佐 伯 鈴 乃

愛媛県確認事務の委託の手続等に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県確認事務の委託の手続等に関する規則（平成17年愛媛県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																														
様式第9号（第7条関係） (表) 省略 <table><tr><td rowspan="3">申 込 者</td><td> 住 所 </td><td> 〒 二 </td></tr><tr><td></td><td> 自宅電話 携帯電話 </td></tr><tr><td>省略</td><td></td></tr></table> 省略 注 省略 (裏) 省略 様式第10号（第8条関係） 省略 <table><tr><td rowspan="2">申 請</td><td> 住 所 </td><td> 〒 二 </td></tr><tr><td></td><td> 自宅電話 携帯電話 </td></tr></table>	申 込 者	住 所	〒 二		自宅電話 携帯電話	省略		申 請	住 所	〒 二		自宅電話 携帯電話	様式第9号（第7条関係） (表) 省略 <table><tr><td rowspan="3">申 込 者</td><td> 本 籍 </td><td></td></tr><tr><td> 住 所 </td><td> 〒 二 </td></tr><tr><td></td><td> 自宅電話 携帯電話 </td></tr><tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr></table> 省略 注 省略 (裏) 省略 様式第10号（第8条関係） 省略 <table><tr><td rowspan="2">申 請</td><td> 本 籍 </td><td></td></tr><tr><td> 住 所 </td><td> 〒 二 </td></tr><tr><td></td><td></td><td> 自宅電話 携帯電話 </td></tr></table>	申 込 者	本 籍		住 所	〒 二		自宅電話 携帯電話	省略			申 請	本 籍		住 所	〒 二			自宅電話 携帯電話
申 込 者		住 所	〒 二																												
			自宅電話 携帯電話																												
	省略																														
申 請	住 所	〒 二																													
		自宅電話 携帯電話																													
申 込 者	本 籍																														
	住 所	〒 二																													
		自宅電話 携帯電話																													
省略																															
申 請	本 籍																														
	住 所	〒 二																													
		自宅電話 携帯電話																													

者	省略	
省略		

注 省略

様式第11号（第9条、第10条、第11条関係）

省略		
申 請 者	住 所	〒 二
		自宅電話 携帯電話
	省略	
省略		

注 省略

様式第13号（第12条関係）

省略		
申 請 者	住 所	〒 二
		自宅電話 携帯電話
	省略	
省略		

注 省略

様式第16号（第14条関係）

省略		
申 請 者	住 所	〒 二
		自宅電話 携帯電話
	省略	
省略		

注 省略

様式第17号（第15条関係）

省略		
申 請 者	住 所	〒 二
		自宅電話 携帯電話
	省略	
省略		

注 省略

者	省略	
省略		

注 省略

様式第11号（第9条、第10条、第11条関係）

省略		
申 請 者	本 籍	
	住 所	〒 二
		自宅電話 携帯電話
省略		

注 省略

様式第13号（第12条関係）

省略		
申 請 者	本 籍	
	住 所	〒 二
		自宅電話 携帯電話
省略		

注 省略

様式第16号（第14条関係）

省略		
申 請 者	本 籍	
	住 所	〒 二
		自宅電話 携帯電話
省略		

注 省略

様式第17号（第15条関係）

省略		
申 請 者	本 籍	
	住 所	〒 二
		自宅電話 携帯電話
省略		

注 省略

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現にある改正前の様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第68号

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程（昭和56年5月愛媛県選挙管理委員会告示第27号）の一部を改正し、告示の日から施行するものとする。

令和8年10月9日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三好賢治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（証票） 第1条 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号。以下「令」という。）第110条の5第4項の愛媛県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）の交付する証票は、衆議院小選挙区選出議員、参議院選挙区選出議員、愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙の候補者又は当該選挙の候補者となろうとする者（当該公職にある者を含む。以下「候補者等」という。）にあつては別記第1号様式に、当該候補者等に係る公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第199条の5第1項に規定する後援団体（以下「後援団体」という。）にあつては別記第2号様式による。 2 省略 （証票の再交付の手続） 第3条 証票の紛失又は破損のためその再交付を受けようとする場合においては、県委員会に対して、候補者等にあつては別記第5号様式の証票再交付申請書に、後援団体にあつては別記第6号様式の証票再交付申請書に理由書を添えて申請しなければならない。 2 前条第2項の規定は、証票の再交付について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「次条第1項」と、「証票交付申請書」とあるのは「証票再交付申請書及び理由書」と読み替えるものとする。 （事務所の所在地の異動の手続） 第4条 証票の交付を受けた後、第2条第1項又は前条第1項の申請書に記載した事務所の所在地に異動があつた場合においては、速やかに、県委員会に対して、候補者等にあつては別記第7号様式の事務所の所在地の異動届を、後援団体にあつては別記第8号様式の事務所の所在地の異動届を提出しなければならない。 （証票の返還の手続） 第5条 証票の交付を受けた後、次の各号のいずれかに該当する場合においては、速やかに、県委員会に対して、候補者等にあつては別記第9号様式の証票返還届を、後援団体にあつては別記第10号様式の証票返還届を添えて、証票を返還しなければならない。 (1) 法第143条第16項第1号に規定する立札及び看板の類の掲示をやめたとき。 (2) 候補者等の公職の種類を変更したとき。 (3) 候補者等であることを辞したとき。 (4) 後援団体にあつては、当該団体を解散したとき、推薦若しくは支持する者を変更したとき、又は候補者等の同意が得られなくなつたとき。 (5) その他県委員会が必要と認めたとき。 第3号様式（第2条関係）	（証票） 第1条 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号。以下「令」という。）第110条の5第4項の愛媛県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）の交付する証票は、衆議院小選挙区選出議員、参議院選挙区選出議員、愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙の候補者又は当該選挙の候補者となろうとする者（当該公職にある者を含む。以下「候補者等」という。）にあつては別記第1号様式に、当該候補者等に係る公職選挙法（昭和25年法律第100号_____）第199条の5第1項に規定する後援団体（以下「後援団体」という。）にあつては別記第2号様式による。 2 省略 （証票の再交付の手続） 第3条 証票の紛失又は破損のためその再交付を受けようとする場合においては、県委員会に対して、_____理由書を添えて、文書で申請しなければならない。 第3号様式（第2条関係）

省略

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程（昭和56年5月愛媛県選挙管理委員会告示第27号）第1条の証票の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

省略

省略

備考 省略

第4号様式（第2条関係）

省略

省略

上記の後援団体の本件証票交付申請については、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第110条の5第5項の同意をします。

なお、私に係る後援団体のすべてを通じて既に交付された証票の総数は、枚です。

年

月

日

候補者等の氏名

備考 省略

省略

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程第1条の証票の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

省略

省略

備考 省略

第4号様式（第2条関係）

省略

省略

上記の後援団体の本件証票交付申請については、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第110条の5第5項の同意をします。

なお、私に係る後援団体のすべてを通じて既に交付された証票の総数は、枚です。

備考 省略

第4号様式の次に次の6様式を加える。

第5号様式（第3条関係）

証票再交付申請書

年 月 日

愛媛県選挙管理委員会委員長 氏 名 様

候補者等の氏名

住 所

(電話)

職 業

証票の再交付を受けたいので、政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程（昭和56年5月愛媛県選挙管理委員会告示第27号）第3条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 公職の種類
- 2 証票再交付申請枚数 枚
- 3 立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地並びに事務所ごとの立札及び看板の類の枚数

事務所の所在地	立札及び看板の類の枚数

備考 公職の候補者等本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者等本人の署名その他の措置（記名押印等）がある場合はこの限りではない。

第6号様式（第3条関係）

証票再交付申請書

年 月 日

愛媛県選挙管理委員会委員長 氏 名 様

後援団体の名称

代表者の氏名

主たる事務所の所在地

(電話)

証票の再交付を受けたいので、政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程（昭和56年5月愛媛県選挙管理委員会告示第27号）第3条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 推薦し、又は支持する候補者等の氏名、住所、職業及び公職の種類

氏 名

住 所

(電話)

職 業

公職の種類

- 2 証票再交付申請枚数 枚

- 3 立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地並びに事務所ごとの立札及び看板の類の枚数

事 務 所 の 所 在 地	立札及び看板の類の枚数

上記の後援団体の本件証票再交付申請については、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第110条の5第5項の同意をします。

なお、私に係る後援団体のすべてを通じて既に交付された証票の総数は、枚です。

年 月 日

候補者等の氏名

備考 後援団体の代表者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、後援団体の代表者本人の署名その他の措置（記名押印等）がある場合はこの限りではない。

第7号様式（第4条関係）

事務所の所在地の異動届

年 月 日

愛媛県選挙管理委員会委員長 氏 名 様

候補者等の氏名

住 所

(電話)

職 業

公職の種類

証票交付申請書又は証票再交付申請書に記載した立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地に異動があつたので、政治団体の政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程（昭和56年5月愛媛県選挙管理委員会告示第27号）第4条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

新事務所の所在地	旧事務所の所在地

備考 公職の候補者等本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者等本人の署名その他の措置（記名押印等）がある場合はこの限りではない。

第8号様式（第4条関係）

事務所の所在地の異動届

年 月 日

愛媛県選挙管理委員会委員長 氏 名 様

後援団体の名称

代表者の氏名

主たる事務所の所在地

（電話 ）

証票交付申請書又は証票再交付申請書に記載した立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地に異動があつたので、政治団体の政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程（昭和56年5月愛媛県選挙管理委員会告示第27号）第4条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

新事務所の所在地	旧事務所の所在地

備考 後援団体の代表者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、後援団体の代表者本人の署名その他の措置（記名押印等）がある場合はこの限りではない。

第9号様式（第5条関係）

証 票 返 還 届

年 月 日

愛媛県選挙管理委員会委員長 氏 名 様

候補者等の氏名

住 所

返還の事由が発生したので、政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程（昭和56年5月愛媛県選挙管理委員会告示第27号）第5条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 返還の事由（該当する番号を○印で囲むこと。）

- (1) 立札及び看板の類の掲示をやめたため
- (2) 公職の種類を変更したため
- (3) 候補者等であることを辞したため
- (4) その他（ ）

2 返還の事由発生年月日

3 返還に係る証票

公職の種類	
証票番号	
返還枚数	
事務所の所在地	

4 返還できない場合の理由等

--

備考 公職の候補者等本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者等本人の署名その他の措置（記名押印等）がある場合はこの限りではない。

第10号様式（第5条関係）

証 票 返 還 届

年 月 日

愛媛県選挙管理委員会委員長 氏 名 様

後援団体の名称

代表者の氏名

主たる事務所の所在地

返還の事由が発生したので、政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程（昭和56年5月愛媛県選挙管理委員会告示第27号）第5条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 返還の事由（該当する番号を○印で囲むこと。）

- (1) 立札及び看板の類の掲示をやめたため
- (2) 候補者等が公職の種類を変更したため
- (3) 推薦又は支持する者が候補者等であることを辞したため
- (4) 後援団体を解散したため
- (5) 推薦又は支持する者を変更したため
- (6) 候補者等の同意が得られなくなつたため
- (7) その他（ ）

2 返還の事由発生年月日

3 返還に係る証票

公職の種類	
証票番号	
返還枚数	
事務所の所在地	

4 返還できない場合の理由等

--

備考 後援団体の代表者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、後援団体の代表者本人の署名その他の措置（記名押印等）がある場合はこの限りではない。